

# 産業厚生常任委員会資料

平成27年2月9日

建設部土木課

# 加東市アドプトプログラムについて

## アドプトプログラムとは？

アドプトプログラムとは、地域や事業者のみなさんが自主的に道路・河川・公園など公共の場所で定期的に清掃・美化活動を行う、1980年代にアメリカで生まれたボランティア制度で、日本でも平成10年に初めて導入され、全国で370以上（平成25年度末時点）の自治体を実施しています。

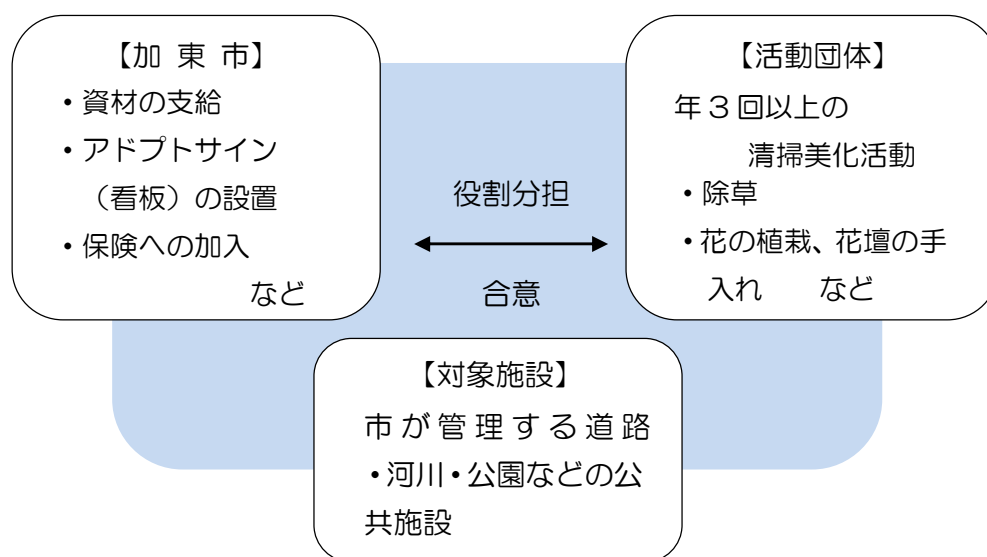
加東市でも、平成27年度から市民と市が協働で進める「加東市アドプトプログラム」を導入することとしました。

## 加東市アドプトプログラムの仕組み

市と活動団体が、双方の合意に基づいて役割分担を定め、お互いの協力のもとに、まちの美化を進めていきます。

活動団体は、2年以上活動していただける、5名以上で構成された市内のグループ、NPO、自治会、事業者などで、市が管理する公共施設の清掃・美化活動を年3回以上行います。

この活動を行う団体に対して、市はアドプトプログラムの活動に必要な資材の支給や、保険への加入を行います。



## 手続きの流れ

- 1 団体の申込（参加申込書、活動員名簿を提出）  
↓
- 2 合意書締結  
↓
- 3 支給資材提供願を提出  
↓
- 4 資材の支給・活動開始  
↓
- 5 活動実績報告書の提出（年度末）

## 市が支給する資材について

市が団体に支給する資材は下記の表のとおりです。資材は、活動内容や人数に応じて支給します。

毎年度支給するもの		
支給基準	支給品	支給数量
1回当たり	ゴミ袋	必要枚数
	軍手	参加人数分
	苗、肥料等	作業範囲1平方メートル当たり750円 以内の資材
3回以上実施する 場合に限る	草刈機の刃	作業単位300平方メートル（100平方 メートル×3回）当たり1枚
	草刈機の燃料	作業単位300平方メートル（100平方 メートル×3回）当たり2リットル

活動初年度のみ支給するもの		
支給基準	支給品	支給数量
2年以上使用	ごみはさみ、ほうき、 ちりとり、熊手、 鎌等	総支給数量は参加人数を上限とする。
5年以上活動を実施する活動団 体に対し支給	給水タンク等 （備品的なもの）	活動内容により市長が必要と認めた備品的 資材等を支給する。ただし、支給する資材 等の価格の総額は5万円を上限とする。

## 実施に向けてのスケジュール

作業内容	H27/1月	2月	3月	4月	5月	H28/4月
事業の周知・参加団体の募集		●	●			
団体の登録・合意書の締結				● ●		
資材の準備				● ●		
資材支給					● ●	
活動実績報告						● ●